

**新たな基本指針における確保すべき農用地等の面積の目標（案）及び  
都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準（案）**

平成27年11月

農 村 振 興 局

# I 確保すべき農用地等の面積の目標等

## 1 算定の基本的な考え方

新たな基本指針における平成37年の農用地区域内農地面積の目標については、平成26年の農用地区域内農地(耕地)面積を基準として、近年の農用地区域からの除外及び農用地区域内の荒廃農地の発生のすう勢を踏まえ、新たな基本指針の期間(平成27年から37年)の施策の効果を織り込んで算定。

[平成37年の農用地区域内の農地面積の目標値]

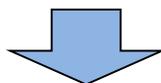
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積]  
+ [平成37年までの農用地区域への編入促進]  
+ [平成37年までの荒廃農地の発生抑制]  
+ [平成37年までの荒廃農地の再生]

## 2 平成37年の農用地域内農地面積の目標（案）

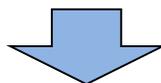
平成26年現在の農用地域内の農地面積 405万ha



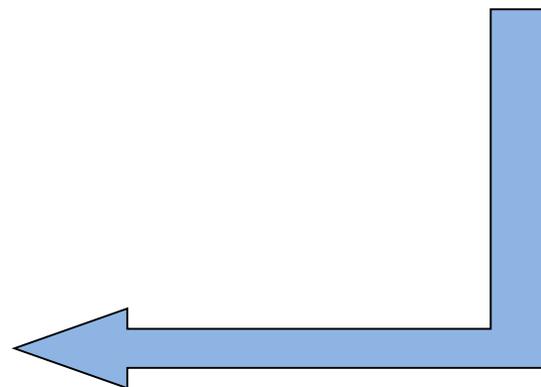
すう勢	平成37年までの農地の増減	施策効果	平成37年までの農地の増減
農用地域からの除外	△7.6万ha	農用地域への編入促進	+6.9万ha
荒廃農地の発生	△8.6万ha	荒廃農地の発生抑制	+2.8万ha
		荒廃農地の再生	+4.5万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の平成37年時点の農用地域内の農地面積 389万ha（すう勢）



平成37年時点で確保される農用地域内の農地面積の目標 403万ha



注) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある

### 3 すう勢（農用地区域内農地面積の減少）

▲16.2万ha

#### （1）農用地区域からの除外面積

▲7.6万ha

農地転用及び農用地区域の設定要件を満たさないとして農用地区域から除外された面積のすう勢により試算。

試算に当たっては、平成21年の農地法等改正での施策効果をすう勢に反映させるため、平成23年から平成26年まで(4年間)の農用地区域からの除外面積の平均が平成37年まで継続すると想定。

$$\text{▲}0.69\text{万ha/年} \times 11\text{年} = 7.6\text{万ha}$$

単位：万ha

	H23	H24	H25	H26	平均
農用地区域からの除外面積	0.69	0.77	0.73	0.56	0.69

（出典）確保すべき農用地等の面積の目標達成状況に関する調査

- ・地方公共団体等の具体的な計画による除外(様式10 a)
- ・農地転用による除外(上記を除く)(様式10 b)
- ・農用地区域の設定要件を満たしていない農地の除外(様式10 c)

## (2) 荒廃農地の発生面積

▲8.6万ha

農用区域内農地における荒廃農地の発生面積(新規・再発生)のすう勢により試算。  
試算に当たっては、平成22年から平成26年まで(5年間)の荒廃農地の発生面積の平均が平成37年まで継続すると想定。

$$\text{▲}0.78\text{万ha/年} \times 11\text{年} = 8.6\text{万ha}$$

	H22	H23	H24	H25	H26	平均
荒廃農地の新規増加面積(①)(万ha)	1.32	1.24	1.09	0.87	0.87	
荒廃農地のうち新規・再発生の割合(②)※	0.72	0.72	0.72	0.69	0.74	
荒廃農地の発生面積(新規・再発生) (③=①×②)(万ha)	0.95	0.89	0.79	0.60	0.64	0.78

(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標達成状況に関する調査

- ・荒廃農地の新規増加面積(様式8 d)
- 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査
- ・荒廃農地の発生割合(様式2)

※荒廃農地のうち新規・再発生割合

	発生割合	平均
H25	0.69	0.72
H26	0.74	

## 4 施策効果

+14.2万ha

### (1) 農用地区域への編入

+6.9万ha

農用地区域以外(農振白地地域)の農地のうち、①20ha以上の集团的農地、②10ha以上20ha未満の集团的農地のうち基盤整備が実施されている農地を農用地区域に編入すると見込む。

$$\begin{array}{ccc} 6.3\text{万ha} & + & 0.6\text{万ha} & = & 6.9\text{万ha} \\ \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \end{array}$$

団地規模	農振白地農地面積	
		うち基盤整備実施済
20ha以上	6.3万ha (①)	1.5万ha
10ha~20ha	2.8万ha	0.6万ha (②)
10ha未満	67.4万ha	6.5万ha
計	76.5万ha	8.6万ha

(出典) 確保すべき農用地等の面積の目標達成状況に関する調査  
・ 団地規模別農振白地農地面積 (様式11)

## (2) 荒廃農地の発生抑制

+2.8万ha

### ① 農地中間管理機構が農地を借り受けることによる荒廃農地の発生抑制

+2.7万ha

食料・農業・農村基本計画と併せて示した農業構造の展望において、平成37年までに農地中間管理機構等により全農地の8割を担い手に集積(現在5割程度)すると見込んでおり、農用地区域内についても同様に農用地区域内の全農地の8割を担い手に集積するとしてこれまでの荒廃農地の発生率(農用地区域内農地における荒廃農地の発生割合(すう勢))を乗じて試算。

なお、農用地区域内の既集積面積については、食料・農業・農村基本計画と同様に5割が集積されていると仮定。

$$121.4万 \times 0.2\% \times 11年 = 2.7万ha$$

①

②

①	37年までに集積する面積	$323.9万ha(A) - 202.5万ha(B) = 121.4万ha$
(A)	農用地区域内の農地の8割を集積	$404.9万ha \times 80\% = 323.9万ha$
(B)	現時点で5割が集積されていると仮定	$404.9万ha \times 50\% = 202.5万ha$
②	農用地区域内農地における荒廃農地の発生率(H25,H26の2年平均)	$(荒廃農地の発生面積(H25,H26) \div (農用地区域内耕地面積(H25,H26))) \times 100 = 0.2\%$

(出典) 農地中間管理機構の実績等に関する資料

・現時点で5割が集積されている面積(担い手への農地の集積面積と農地中間管理機構の活動実績等の状況)

② 多面的機能支払制度による荒廃農地の発生抑制

+0.1万ha

農用区域内での多面的機能支払交付金の拡充(農業者のみでの活動組織を対象)による新たな荒廃農地の発生抑制効果を試算

$$\begin{matrix}
 (27.7\text{万ha} & \times & 20\% & \times & 0.2\% & \times & 11\text{年} & = & 0.1\text{万ha} \\
 \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \textcircled{3} & & & & 
 \end{matrix}$$

①	平成26年度の拡充部分の交付面積 153.1万ha(B) - 125.4万ha(A) = 27.7万ha
(A)	平成25年度の多面的機能交付金交付面積のうち中山間直接支払制度と重複しない交付面積(農用区域) (140.5万ha(H25多面的機能交付金交付面積) - 15.1万ha(重複面積) = 125.4ha)
(B)	平成26年度の多面的機能交付金交付面積のうち中山間直接支払制度と重複しない交付面積(農用区域) (188.2万ha(H26多面的機能交付金交付面積) - 35.1万ha(重複面積) = 153.1万ha)
②	中間管理機構等による担い手への集積が行われない農用区域内の農地面積の割合 20%
③	農用区域内農地における荒廃農地の発生率(H25,H26の2年平均) (荒廃農地の発生面積(H25,H26) ÷ 農用区域内耕地面積(H25,H26)) × 100 = 0.2%

(出典) 農村振興局調べ

### (3) 荒廃農地の再生

+4.5万ha

農地中間管理機構等による担い手への集積の取組と併せて荒廃農地を再生することとして試算

$$\begin{matrix} 7.5\text{万ha} & \times & 60.0\% & = & 4.5\text{万ha} \\ \textcircled{1} & & \textcircled{2} & & \end{matrix}$$

①	農用区域内の再生可能な荒廃農地面積(H26)	7.5万ha
②	再生可能な荒廃農地の再生割合 (323.9万ha－202.5万ha(今後担い手に集積する面積)) ÷(404.9万ha×50%(既集積面積以外の面積))=60.0%	60.0%

(出典) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果  
・農用区域内の再生可能な荒廃農地面積

## Ⅱ 都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準(案)

### 1 算定式

[平成37年の農用地区域内の農地面積の目標値]  
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積]  
+ [平成37年までの農用地区域への編入促進]  
+ [平成37年までの荒廃農地の発生抑制]  
+ [平成37年までの荒廃農地の再生]  
+ [平成37年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

### 2 設定基準

(1) 平成37年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千ha(①－②)

- |   |       |
|---|-------|
| ① 平成26年(基準年)の農用地区域内の農地面積                            | ○○千ha |
| ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年時点の農用地区域内の農地面積         | ○○千ha |
| ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外(平成23年から26年までのすう勢)        |       |
| イ これまでのすう勢(平成22年から26年までのすう勢)が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地 |       |

## (2) 農用地区域への編入促進

〇〇千ha

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第10条第3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入。
- ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入。

## (3) 荒廃農地の発生抑制

〇〇千ha

農用地区域内農地の荒廃農地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成37年までの荒廃農地の発生を抑制。

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 多面的機能支払交付金による地域活動、農業生産活動の継続に向けた取組の推進
- ウ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- エ その他の農業振興施策

#### (4) 荒廃農地の再生

〇〇千ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地について、以下の施策により再生。

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 荒廃農地の再生利用のための対策の推進
- ウ その他の関連施策

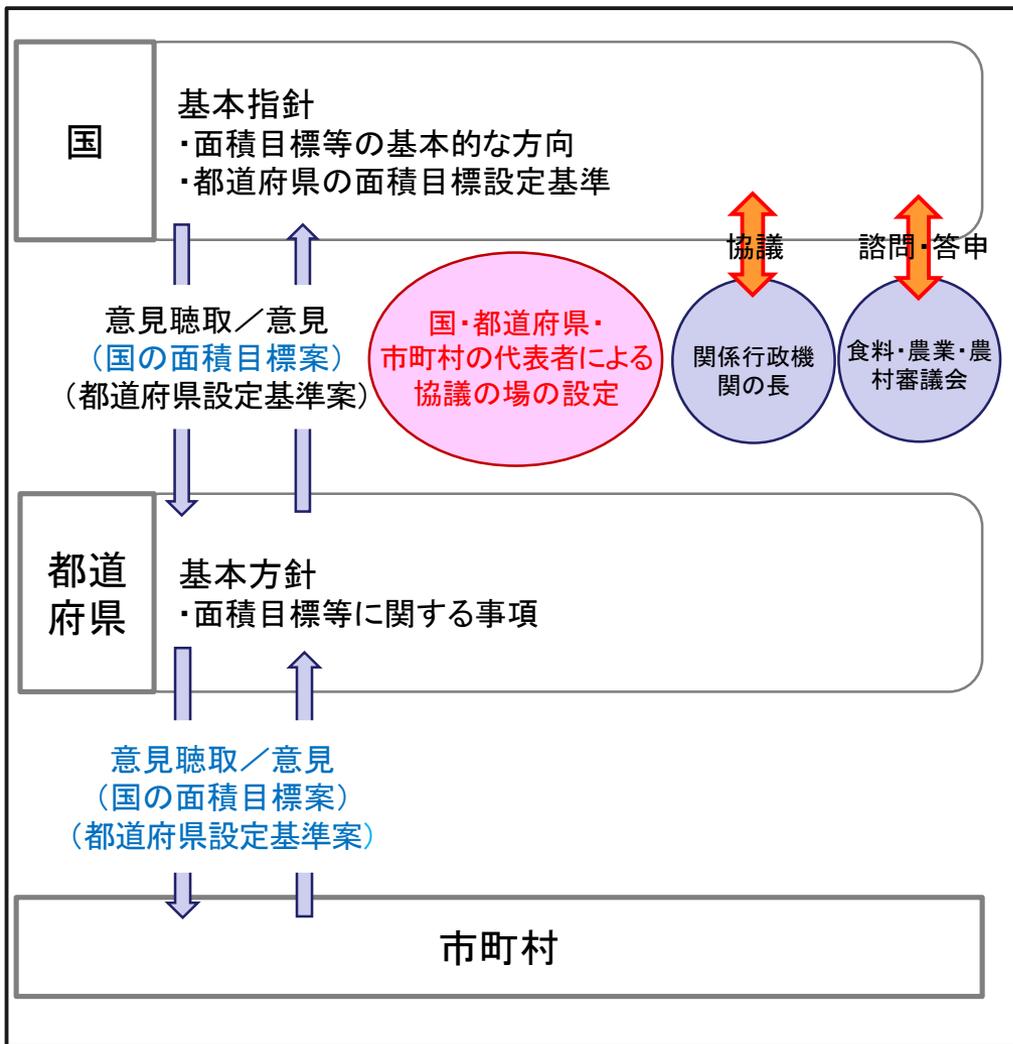
#### (5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の抑制等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等

# (参考) 農用地等の確保等に関する基本指針の見直し

## 【基本指針の作成フロー】



## 【基本指針に定めるべき事項】

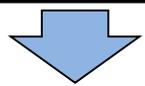
- 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
- 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
- 農業振興地域の指定の基準に関する事項
- その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

※1 青字は、第5次地方分権一括法による改正内容

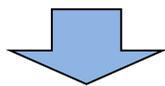
※2 赤字の「協議の場」は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)により設けることとされたもの

# (参考) 新たな食料・農業・農村基本計画(農地の見通しと確保)

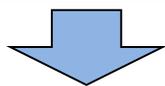
平成26年現在の農地面積 452万ha



すう勢	平成37年までの農地の増減	施策効果	平成37年までの農地の増減
農地の転用	△11万ha		
荒廃農地の発生	△21万ha	荒廃農地の発生抑制	+14万ha
		荒廃農地の再生	+5万ha
		東日本大震災からの復旧	+1万ha



これまでのすう勢が  
今後も継続した場合の  
平成37年時点の農地面積 420万ha (すう勢)



平成37年時点で確保される農地面積 440万ha

